（犯罪捜査規範の一部改正）

第三条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用） **第275条**　関東管区警察局の警察官（警察法第61条の３第１項の規定による指示により派遣された者を含む。）が行う捜査に関する次の表の左欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（関東管区警察局の警察官が行う捜査への適用） **第275条**　［同左］
［略］	［同左］
第17条の見出し及び第20条第２項各号列記以外の部分	捜査担当部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長等
第17条	刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長	関東管区警察局サイバー特別捜査部長又は同部企画分析課長若しくは特別捜査課長
［略］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

改正後				改正前			
（警察庁の定員） **第一条**　警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員は、次のとおりとする。				（警察庁の定員） **第一条**　［同上］			
区分		定員	備考	区分		定員	備考
内部部局				内部部局			
長官官房		七八一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	長官官房		七五二人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局		一九〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。	生活安全局		一九三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
刑事局		三五七人		刑事局		三六一人	
組織犯罪対策部		二九七人		組織犯罪対策部		三〇八人	
交通局		一八〇人		交通局		一八三人	
警備局		一七二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。	警備局		一六八人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部		二六四人		外事情報部		二六三人	
警備運用部		一三七人		警備運用部		一四一人	
サイバー警察局		二四六人		サイバー警察局		二四二人	
計		二、六二四人	うち、一、四四八人は、警察官とする。	計		二、六一一人	うち、一、四五五人は、警察官とする。

第四条　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
（警察庁の定員に関する規則の一部改正） **第一条**　警察庁の定員に関する規則（昭和四十四年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。				（警察庁の定員に関する規則の一部改正） **第一条**　［同上］			
区分		定員	備考	区分		定員	備考
内部部局				内部部局			
長官官房		七八一人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。	長官官房		七五二人	警察庁長官、次長各一人を含む。うち、二人は、国立国会図書館支部警察庁図書館の定員とする。
生活安全局		一九〇人	組織犯罪対策部の定員を除く。	生活安全局		一九三人	組織犯罪対策部の定員を除く。
刑事局		三五七人		刑事局		三六一人	
組織犯罪対策部		二九七人		組織犯罪対策部		三〇八人	
交通局		一八〇人		交通局		一八三人	
警備局		一七二人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。	警備局		一六八人	外事情報部及び警備運用部の定員を除く。
外事情報部		二六四人		外事情報部		二六三人	
警備運用部		一三七人		警備運用部		一四一人	
サイバー警察局		二四六人		サイバー警察局		二四二人	
計		二、六二四人	うち、一、四四八人は、警察官とする。	計		二、六一一人	うち、一、四五五人は、警察官とする。